

(回答) 東條状況に依り考慮す。  
外二十五項目雜件表

二十八

中休向題他三項に關する自動車部新谷支部口頭嘆願

岩井所長宛(十一月五日)——即時回答

一 三日向、午右出勤を二日間にせらるべし。

(回答) 當營業所としては不可能なり。

二 中休、三回目出勤を早くせらるべし。

(回答) 考慮す。

三 午佳終点、玉の井終点に休憩所併合所を設置せらるべし。

(回答) 午佳は二地、有志の運動より目下相談中なり。玉の井

四 日曜祭日の出勤を早くせらるべし。

(回答) 現在、勤務制では遅くなり。

二十九

サトウを理由とする處罰反對他十二項に關する電車部廣尾支部嘆願書——望月所長宛(十一月十一日)——

一 サトウを理由とする處罰反對

(回答) 事實なし。

二 機械器具を改善せらるべし。

(回答) 改善に努力すべし。

三 車軸の増強と共に操車を嚴格にせらるべし。

(回答) 努力すべし。

四 要所々々に切符切替補助機を設けらるべし。

五 目黒駅前二前賣切替機を置かれし。

(回答) 乗客多き場合又は非常時、乗客の安全を考慮し、場合により置くこととする。

六 四谷線にエレベーターを設置せらるべし。

(回答) 事情、許す限り実行せらるべし。

七 系籠板及側面板を両側に取付けらるべし。

(回答) 予算の關係から出来ず。

八 操車を嚴格にせらるべし。

(回答) 設備に伴う困難なるも出来得る限り努力すべし。

九 金地帯を完備せらるべし。

(回答) 設備に伴う困難なるも出来得る限り努力すべし。